

令和 5 年 7 月 2 1 日

関 係 事 業 所 各 位

愛知県警察本部交通総務課

「特例小型原動機付自転車に係る主な交通ルール」の提供

日頃は、交通安全活動をはじめ、警察行政各般にわたり多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月1日、改正道路交通法が施行され、車体の大きさ、定格出力のほか一定の基準を満たした電動キックボード等が特定小型原動機付自転車という車両区分に分類されることになりました。

各事業所の皆様方におかれましては、従業員の方に特定小型原動機付自転車に対する正しい交通ルールを周知していただくために、「特定小型原動機付自転車に係る主な交通ルール」の資料を提供いたしますので、有効にご活用ください。

ご不明点につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

担当 交通総務課高齢者支援係
柴田
052-951-1611（内線 5046）